

令和 7 年度第 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 4 月 1 8 日

担当部・課：保健福祉部介護福祉課〔内線 2 4 3 2〕

① 件 名	
新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の廃止について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
【背景】 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の死亡、重篤な傷病を負った方又は、主たる生計維持者の事業収入が減少した方を対象に、令和元年度から令和 4 年度の保険料で、令和 2 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に到来する納期においては、石巻市介護保険条例の規定によらず、別途減免条例を定め、適用していた。 【目的】 本条例による適用期間が経過し、また、介護保険料を更正できる 2 年の期間が経過することから、当該条例を廃止するもの。	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
【根拠法令】 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号） 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 1 2 年厚生省令第 2 6 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和 2 年 4 月	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について（厚生労働省老健局事務連絡）
5 月	新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例制定（公布の日から施行、令和 2 年 2 月 1 日遡及適用）
令和 3 年 3 月	・ 介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援延長通知（厚生労働省老健局事務連絡） ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正（令和 3 年 4 月 1 日施行）
令和 4 年 3 月	・ 介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援延長通知（厚生労働省老健局事務連絡） ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）
令和 5 年 2 月	介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援延長通知（厚生労働省老健局事務連絡）
3 月	新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）
⑤ 主な内容	
新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例を廃止するもの。	

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

更正の期間の２年が経過することにより権利が消滅することから、本条例に基づく減免は受けられないため影響はない。

※これまでの減免実績

	介護保険料減免額	
令和元年度	９９件	８８５，０１０円
令和２年度	１１３件	６，７９２，０００円
令和３年度	３３件	１，８２５，０１０円
令和４年度	２０件	１，１４５，５８０円
計	２６５件	１０，６４７，６００円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内各自治体においても、新型コロナウイルス感染症に伴う介護保険料の減免に関する条例を廃止予定。

東松島市：廃止に向けて調整中

女川町：新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免に関する条例に併せて廃止予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和７年６月 市議会第２回定例会に新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の廃止について提案（公布の日から施行）

⑨ その他

新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免は、地方税法第１８条の規定に基づき継続される。